（総合特別区域法の一部改正）

第十五条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十六条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十八号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

第一条中「工業等の」を「産業の」に、「従って」を「従って」に、「工業等に」を「産業に」に、「相まつて」を「相まって農地の集団化その他」に改め、「改善」の下に「（以下「農業構造の改善」という。）」を加え、「工業等と」を「その導入される産業と」に改める。

第二条第一項第二号及び第三号中「であつて」を「であって」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「工業等」を「産業」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「工業等」を「産業」に改め、同項第三号中「工業等」を「産業」に、「相まつて」を「相まって」に改め、同項第五号中「工業等」を「産業」に改める。

第四条の見出しを「（基本計画）」に改め、同条第一項中「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに」を削り、同項第一号中「工業等」を「産業」に改め、同項第三号から第六号までを削り、同項第二号中「工業等の導入に伴う工場用地等（工場用地その他の工業等」を「産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他の施設」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

三　農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第三項各号を次のように改める。

一　農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

二　労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

三　農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

四　その他必要な事項

第五条の見出しを「（実施計画）」に改め、同条第一項中「都道府県又は」及び「、次に掲げる要件に該当する場合には」を削り、「工業等の導入に」を「産業の導入に」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「工業等を」を「産業を」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改め、同項第二号中「工業等」を「産業」に改め、同項第四号から第七号までを削り、同項第三号中「工業等」を「産業」に、「工場用地等」を「施設用地」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　導入される産業への農業従事者の就業の目標

四　産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

第五条第三項を同条第二項とし、同条第四項各号を次のように改める。

一　導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

二　労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

三　産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

四　その他必要な事項

第五条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　実施計画は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一　産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること。

二　産業の導入と相まって農村地域における農業構造の改善が図られると認められること。

三　産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整が行われることにより、農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

第五条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、同条第十項中「都道府県又は」及び「都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては」を削り、「あつては、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「あつた」を「あった」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「変更した場合にあつては」を「変更した場合にあっては」に改め、「都道府県又は」を削り、「それぞれ、同法第七条第一項の都道府県計画又は」を「当該市町村の議会の議決を経て」に改め、ただし書を削り、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「都道府県又は」及び「第七条第一項の都道府県計画又は同法」を削り、「同法第七条又は同法第六条」を「同条第七項」に、「同法第七条第五項において準用する同条第四項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、同条第五項及び同法第六条第七項において準用する同条第六項」を「同項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」と、前項」に、「、同条第七項において準用する同条第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」を「読み替えるものとする」に改め、同項を同条第十項とする。

第六条中「行なう」を「行う」に改める。

第七条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。

第八条から第十条までを削る。

第十一条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工業等の」を「導入される産業の」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「工場用地等」を「施設用地」に改め、同条を第九条とする。

第十三条を削る。